



 ■資料 

1. 策定の経緯

年 月	内 容
平成 23 年 6 月 15 日～30 日	下妻市男女共同参画に関する市民意識調査の実施 ・回収票数 713 票／回収率 47.5%
平成 23 年 7 月 5 日	下妻市女性団体代表推進委員ヒアリング調査 ・回収票数 23 票
平成 23 年 8 月 4 日	第 1 回下妻市男女共同参画庁内推進会議・検討会合同会議 ・第 2 次下妻市男女共同参画プランについて ・（仮称）下妻市男女共同参画推進条例の制定について ・今後のスケジュールについて
平成 23 年 8 月 12 日	第 1 回下妻市男女共同参画推進委員会 ・第 2 次下妻市男女共同参画プランについて ・（仮称）男女共同参画推進条例の制定について ・今後のスケジュールについて
平成 23 年 8 月 25 日～9 月 16 日	第 2 次プラン各課原案調査
平成 23 年 10 月 17 日	第 2 回下妻市男女共同参画庁内推進会議検討会 ・基本理念について ・施策の展開（具体的施策）について ・（仮称）下妻市男女共同参画推進条例（たたき台）案について
平成 23 年 10 月 24 日	第 2 回下妻市男女共同参画庁内推進会議 ・基本理念について ・施策の展開（具体的施策）について ・（仮称）下妻市男女共同参画推進条例（たたき台）案について
平成 23 年 11 月 13 日	ポスター掲示による市民の意見聴取（子育てフォーラム会場）
平成 23 年 11 月 17 日	第 2 回下妻市男女共同参画推進委員会 ・基本理念について ・施策の展開（具体的施策）について ・（仮称）下妻市男女共同参画推進条例（たたき台）案について
平成 23 年 12 月 1 日～20 日	第 2 次下妻市男女共同参画プラン（案）パブリックコメントの実施
平成 24 年 1 月 17 日	第 3 回下妻市男女共同参画庁内推進会議検討会 ・パブリックコメントの結果について ・第 2 次下妻市男女共同参画推進プラン（案）について ・下妻市男女共同参画推進条例（案）について
平成 24 年 1 月 24 日	第 3 回下妻市男女共同参画庁内推進会議 ・パブリックコメントの結果について ・第 2 次下妻市男女共同参画推進プラン（案）について ・下妻市男女共同参画推進条例（案）について
平成 24 年 2 月 2 日	第 3 回下妻市男女共同参画推進委員会 ・パブリックコメントの結果について ・第 2 次下妻市男女共同参画推進プラン（案）について ・下妻市男女共同参画推進条例（案）について
平成 24 年 2 月 3 日～15 日	下妻市男女共同参画推進条例（案）パブリックコメントの実施
平成 24 年 3 月 19 日	下妻市男女共同参画推進条例議決



2. 下妻市男女共同参画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会実現に向け計画的かつ総合的に施策を推進するため、下妻市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画推進プランの策定に関する事。
- (2) 男女共同参画推進プランの推進に関する事。
- (3) 男女共同参画推進プランの実践活動に関する事。
- (4) その他男女共同参画に関し、必要と認められる事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、市長が委嘱する10人以内の委員で組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席若しくは資料の提出、又は調査を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

※平成24年度改正予定

3. 下妻市男女共同参画推進委員名簿（順不同）

下妻市男女共同参画推進委員会委員名簿（順不同）			
所 属	役 職	氏 名	備 考
市 議 会	下妻市議会議員	◎菊池 博	平成 23 年 8 月から
金 融 機 関	(株)常陽銀行下妻支店長	桑原 康	平成 23 年 8 月から
商工業団体	下妻市商工会青年部副部長	柴山 勝人	平成 23 年 8 月から
教育関係	下妻市立東部中学校校長	廣瀬 成男	平成 23 年 8 月から
福祉関係団体	ボランティア連絡協議会会長	中山 春子	平成 23 年 8 月から
農業団体	JA 常総ひかり理事（下妻地区担当）	栗野 茂	平成 23 年 8 月から
知識経験者	茨城県男女共同参画推進委員	軽部 守彦	平成 23 年 8 月から
女性団体	下妻市女性団体連絡会（下妻市婦人会）	○平井 美枝子	平成 23 年 8 月から
〃	下妻市女性団体連絡会（交通安全母の会）	塚田 ヒロ子	〃
〃	下妻市消費生活友の会代表	寺田 照子	〃

◎：委員長、○：副委員長



4. 下妻市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会実現に向け、計画的かつ総合的に施策を推進するため、下妻市男女共同参画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画推進プランの策定に関すること。
- (2) 男女共同参画推進プランに関する施策の総合調整及び推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長には副市長、副会長には教育長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代理する。
- 5 委員には、別表に掲げる者をもって充てる。

(推進会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(検討会)

第5条 推進会議に、第2条に規定する事項を調査研究させるため、検討会を置く。

- 2 検討会の構成員は、16名とし各部より各2名、市長部局外より2名選出するものとする。
- 3 検討会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員のうちから互選により定める。
- 4 会長は、会議を招集し、会議における調査、検討等の経過及び結果を推進会議に報告するものとする。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年10月6日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部長

企画財務部長

市民部長

保健福祉部長

経済部長

建設部長

教育部長

会計管理者

※平成24年度改正予定



5. 男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割

分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。



4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二條 會議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三條 會議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四條 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五條 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六條 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七條 會議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 會議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八條 この章に定めるもののほか、會議の組織及び議員その他の職員その他會議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第一百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行す



る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

6. 茨城県男女共同参画推進条例

平成 13 年 3 月 28 日

茨城県条例第 1 号

茨城県男女共同参画推進条例を公布する。

茨城県男女共同参画推進条例

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 8 条—第 18 条)

第 3 章 性別による権利侵害の禁止(第 19 条)

付則

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動



を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。

3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第7条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(広報活動)

第9条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(調査研究等)

第10条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第 11 条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市町村に対する支援等)

第 12 条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第 13 条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)

第 14 条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第 15 条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(付属機関等における積極的改善措置)

第 16 条 県は、付属機関(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく付属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画の状況についての報告等)

第 17 条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第 1 項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

(男女共同参画の状況等の公表)

第 18 条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第 3 章 性別による権利侵害の禁止

第 19 条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

2 茨城県行政組織条例(昭和 38 年茨城県条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略



7. 下妻市男女共同参画推進条例

下妻市条例第1号

下妻市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 市の基本的施策(第8条—第14条)

第3章 男女共同参画推進委員会(第15条—第16条)

第4章 雑則(第17条)

付則

国民は、法の下に平等であり、性別によって政治的、経済的又は社会的な関係において、差別されないことが日本国憲法にうたわれています。

我が国においては、この日本国憲法の下、国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきましたが、なお一層の努力が必要であることから、男女共同参画社会の実現は、21世紀の日本における最重要課題に位置付けられています。

下妻市においても、国及び茨城県の取組を受け、推進体制の整備、下妻市男女共同参画推進プランの策定、女性団体の育成等について、全庁的な取組の下に推進してきました。

私たちは、これまで市民が培ってきた歴史・伝統・文化及び市民を育ててきた自然・風土に基づく下妻市独自の地域性を大切にしながら、一人一人の個性と能力を生かし、充実した生き方を選択できる男女共同のまちづくりを目指します。

ここに、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別に関わりなく個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と就業その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立して行えるようにすること。

(5) 国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、市民、事業者、国及び茨城県と相互に連携して取り組むよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画を推進するため、必要な体制を整備するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に関する理解を深め、男女共同参画の実現に向けて取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、雇用等の分野において男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、その労働者の職業生活と家庭生活との両立が性別に関わりなく図られるようにするため、就労環境の整備に努めるものとする。

(男女共同参画を阻害する行為の防止)

第7条 全ての人、性別を理由とする権利侵害を行ってはならない。

2 全ての人、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

第2章 市の基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるとともに、第15条に規定する下妻市男女共同参画推進委員会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたとき、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(進捗状況の公表)

第9条 市長は、毎年、市が実施した男女共同参画の推進に関する施策の進捗状況について公表しなければならない。

(調査及び研究)

第10条 市は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(広報活動)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する市民及び事業者の関心及び理解を深めるため、必要な広報活動を行うものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第12条 市は、市民及び事業者が男女共同参画社会の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(意見の申出)

第13条 市民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての意見を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による意見の申出を適切かつ迅速に処理するものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)



第14条 市は、附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関をいう。）その他これに準じるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講じるよう努め、積極的に女性の登用を図るものとする。

第3章 男女共同参画推進委員会

（設置）

第15条 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するため、下妻市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第16条 推進委員会は、次に掲げる事項に関し市長に意見を述べることができる。

- (1) 男女共同参画基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 男女共同参画施策の推進状況に関すること。
- (3) 第13条第1項の意見に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項に関すること。

第4章 雑則

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている第2次下妻市男女共同参画推進プランは、第8条第1項に規定する基本計画とみなす。

8. 第3次男女共同参画基本計画の概要

男女共同参画社会とは…

男性も女性も全ての個人が、喜びも責任も分かち合い、その能力を十分発揮することができる社会

第3次男女共同参画基本計画

- ・平成22年12月17日 閣議決定
- ・男女共同参画社会基本法に基づき政府が策定する基本計画

特徴

①経済社会情勢の変化等に対応して、**重点分野を新設**

・下記の重点分野のうち、★が付いているものが新設分野

②実効性のあるアクションプランとするため、それぞれの重点分野に「**成果目標**」を設定

・第2次基本計画の42項目の2倍近い82項目(延べ109項目)の「**成果指標**」を設定

(※「**成果指標**」とは、それぞれの重点分野に掲げる具体的施策を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準)

③2020年に指導的地位に女性が占める割合を**少なくとも30%程度とする目標に向けた取組を**

・中間目標の設定や多様なポジティブアクションを推進
・政治、司法、経済分野など、これまで取り上げてこなかった分野や必ずしも積極的ではなかった分野についても、国は積極的に働きかけ

④女性の活躍による経済社会の活性化や「**M字カーブ問題**」の解決も強調

・女性の継続就業支援や再就職支援等の施策の実施

構成

第1部 基本的な方針

一 目指すべき社会・計画策定にあたっての基本的考え方・基本計画において改めて強調している視点・今後取り組むべき喫緊の課題

第2部 施策の基本的方向と具体的施策（重点分野）

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

第2分野 男女共同参画の視点にたった社会制度・慣行の見直し、意識の改革

第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援★

第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画★

第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画★

第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備★

第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進★

第5分野 男女の仕事と生活の調和

第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

第3部 推進体制

○国内本部機構の強化

○政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の充実

○第3次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化

○地方公共団体や民間団体等における取組への支援

参考：内閣府男女共同参画局



9. 用語解説

用語	解説
育児休業法	育児休業は「労働者が原則としてその1歳に満たない子を養育するためにする休業」で、法律は平成3年（1991年）に成立した。平成7年（1995年）には、介護の休業補償も組み込まれる改正が行われ、平成16年（2004年）改正では、育児休業の対象となる子の年齢の引き上げ（一部条件により1歳から1歳半へ）や、介護休業回数の緩和（対象となる家族1人につき1回のみ取得から、要介護状態に至るごとに1回へ）等が盛り込まれた。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。（内閣府）
エンパワーメント（女性）	女性が個人として、あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自立的な力をつけること。（茨城県）
家族経営協定	「家族経営協定」は、家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。
キャリア教育	「キャリア概念」に基づいて、「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育」。端的には、児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育。（キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書（平成16年1月28日））（文部科学省）
合計特殊出生率	15歳から49歳までの年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表す。
国際婦人年	昭和47年（1972年）の第27回国連総会において、女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、昭和50年（1975年）を国際婦人年とすることが決定された。
国内行動計画	世界行動計画策定を受け、日本政府として取り組むべき目標や指針を明記した行動計画。以降も国連や世界の動きとともに、国連を中心とした「平等・開発・平和」という目標達成のための世界規模の動きと軌を一にして進められ、世界女性会議等において採択された国際文書を踏まえて国内における行動計画を策定し、総合的、体系的な施策の推進を図ってきた。 最近のものは、平成7年（1995年）9月に北京で開催された「第4回世界女性会議」において採択された「北京宣言及び行動綱領」、平成8年（1996年）7月に男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえて策定された、「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（2000年）度までの国内行動計画ー」（平成8年（1996年）12月）である。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。（内閣府）
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性

	<p>別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。（内閣府）</p>
<p>仕事と生活の調和 （ワーク・ライフ・バランス）</p>	<p>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としており、具体的には、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指す考え方。（内閣府）</p>
<p>次世代育成支援対策推進法</p>	<p>少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的とし、平成 15 年（2003 年）に成立した。国の行動計画策定指針に則り、市町村、国及び企業等に法の目的達成に向けて講ずる措置等を盛り込んだ行動計画の策定を義務づけている。</p>
<p>周産期医療</p>	<p>周産期とは妊娠 22 週から出生後 7 日未満のことをいう。周産期医療とは周産期に関する医療であり、周産期母子医療センターの整備等により、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の提供を推進している。（内閣府）</p>
<p>女子差別撤廃条約</p>	<p>昭和 54 年（1979 年）に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56 年（1981 年）に発効。我が国は昭和 60 年（1985 年）に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。</p> <p>なお、同条約第 1 条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。（内閣府）</p>
<p>世界行動計画</p>	<p>昭和 50 年（1975 年）、第 1 回世界婦人会議で採択された、国連加盟各国が女性の差別撤廃と地位向上に向けて、「国連婦人の 10 年」の期間中に取り組むべき指針を明記した行動計画。</p>
<p>世界人権宣言</p>	<p>世界人権宣言は、昭和 23 年（1948 年）12 月 10 日、第 3 回国連総会で、すべての人の権利と自由を尊重、促進、確保することを努力するように、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として採択された。</p>
<p>世界婦人会議 （のちに世界女性会議へと改称）</p>	<p>昭和 50 年（1975 年）の国際婦人年以降、5～10 年ごとに開催されている女性の差別撤廃と地位向上を目的とした国際会議。第 1 回（国際婦人年女性会議）は昭和 50 年（1975 年）メキシコシティで、第 2 回（「国連婦人の 10 年」中間年世界会議）は昭和 55 年（1980 年）にコペンハーゲンで、第 3 回（「国連婦人の 10 年」ナイロビ世界会議）は昭和 60 年（1985 年）にナイロビで、第 4 回世界女性会議は平成 7 年（1995 年）に北京で開催された。</p>
<p>積極的改善措置 （ポジティブ・アクション）</p>	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、</p>



	男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。(男女共同参画社会基本法第2条第2号参照)(内閣府)
セクシャル・ハラスメント	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るもの。(茨城県)
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律です。
男女雇用機会均等法	昭和47年(1972年)「勤労婦人福祉法」として施行された雇用の分野における婦人の福祉の増進を目的とした法律が、女子差別撤廃条約批准のため、昭和60年(1985年)に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」として制定され、男女雇用機会均等法として呼ばれるようになった。 平成11年(1999年)の改正で雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律と改称され、雇用の分野における、募集・採用、配置・昇進、教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇において、男女差をつけることが禁止された。平成18年(2006年)に二度目の改正が実施され、性別を理由とする差別禁止範囲の拡大(男女双方に対する差別的取り扱いの禁止、禁止される差別の追加・明確化)、間接差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止等、男女の雇用機会における均等の点がより強化される内容が盛り込まれた。平成19年(2007年)4月1日より施行される。
ドメスティック・バイオレンス(DV)	「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもので、略して「DV」と呼ばれることがある。 「ドメスティック・バイオレンス」とは何を意味するかについて、明確な定義はないが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。ただ、人によっては、親子間の暴力などまで含めた意味で使っている場合もある。内閣府では、人によって異なった意味に受け取られるおそれがある「ドメスティック・バイオレンス(DV)」という言葉は正式には使わず、「配偶者からの暴力」という言葉を使っている。(内閣府)
配偶者暴力防止法	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。 被害者が男性の場合もこの法律の対象となるが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれている。(内閣府)
メタボリックシンドローム	過食や運動不足等によって、内臓に脂肪が蓄積され、肥満症や高血圧症、高脂血症等生活習慣病といわれる病気になる危険性が高い状態。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年(1994年)の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。 また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。(内閣府)

10. 相談窓口一覧（茨城県）

□女性プラザ男女共同参画支援室

相談内容：起業、再就職、地域・団体活動等の様々な分野へのチャレンジに関する相談
電話：029-233-3982（平日 9:00～17:00）

□茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会（女性プラザ男女共同参画支援室）

相談内容：男女共同参画に関する苦情・意見
電話：029-233-7837（平日 9:00～17:00）

□婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）

相談内容：女性に関する相談、配偶者からの暴力に関する相談
電話：029-221-4166（平日 9:00～21:00 土日祭日 9:00～17:00）

□警察本部「女性と家庭の相談室」

相談内容：ストーカー行為、配偶者からの暴力に関する相談
電話：029-301-0110（代表）

□厚生労働省茨城労働局雇用均等室

相談内容：職場におけるセクシャル・ハラスメントに関する相談
電話：029-224-6288（平日 8:30～17:15）